

福岡市成年後見推進センターだより Vol.7

令和7年6月1日発行

～福岡市成年後見推進センターは、「相談」「広報・啓発」「後見人支援」「後見人候補者の調整」の4つの柱を基に市民や相談支援機関等の皆さまからのご相談をお受けしています～

福岡市で「市民後見人」が活躍しています！！ ～市民後見人の活動の実際～

福岡市成年後見推進センターだより vol.5 で、新たな後見人の担い手として「市民後見人」の概要について紹介しました。今回は、市民後見人が支援している事例について紹介します。

～市民後見人と専門職が複数後見で受任中の事例～

70代のA男さんは認知症があり要介護2、賃貸アパートで一人暮らしです。収入は年金のみです。

認知症により少しずつ金銭管理ができなくなってきたため、知人が本人を支援していました。しかし、知人も高齢となり支援が続けられなくなったため、成年後見制度利用を申立、専門職（司法書士）が成年後見人に選任されました。

本人はできる限り住み慣れた家での生活を希望されており、現在の必要な支援は身上保護や見守りが中心です。そこで、市民後見人が生活者としての視点を持って支援に加わることで、より本人に寄り添った支援が期待できるのではと専門職後見人より福岡市成年後見推進センターに提案がありました。支援者間で話し合いを行ったところ、本人も市民後見人による支援を希望されたため、同センターが開催する「受任者調整会議」を経て、市民後見人の追加的選任の申立を行い、現在は市民後見人と専門職後見人の二人で支援をされています。市民後見人が本人宅を訪問し、会話を重ね生活に関する希望を丁寧に聞き取りながら支援したことで、本人との信頼関係ができていきました。市民後見人は、通帳管理や郵便物のチェックだけでなく、関係機関との連絡調整も専門職後見人より教わりながら行っており、将来的には市民後見人への単独移行を目指しています。

厚生労働省の『成年後見はわかり』の中で、同志社大学社会学部教授・永田 祐氏は市民後見人の役割を「人材不足を補うことではなく、同じ地域に暮らす住人としてご本人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を体現する活動」と話されています。

今年度も新たな市民後見人の誕生を目指し、福岡市でも市民後見人養成研修を今年9月から実施予定です。詳細は7月頃から市政だより等でご案内します。市民後見人の活動に関心がありましたらご確認いただけますと幸いです。



市民後見人の活動の様子

成年後見相談会(予約制) ※電話、来所またはFAXにてお申込みください。

毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日に、専門職による相談会を開催しています。

1件につき45分、先着順にてご予約を受け付けます（無料）。予約状況についてはお問い合わせ下さい。

会場：福岡市市民福祉プラザ3階 相談室 ※別室に変更になる場合があります。

■令和7年6月開催

日時：6月10日（火） 13:00～16:00 相談員：弁護士

■令和7年7月開催

日時：7月 8日（火） 13:00～16:00 相談員：司法書士



<問い合わせ先>

福岡市成年後見推進センター
〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階
TEL: 092-753-6450 FAX: 092-734-2010

開所日：火曜日～土曜日（祝休日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

